



モバイルビジネス活性化プランについて

2007年11月2日

総務省総合通信基盤局
事業政策課

モバイルビジネス活性化に向けた検討

通信放送の在り方に関する政府・与党合意（06年6月20日）

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、**ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに**、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

新競争促進プログラム2010（06年9月19日）

移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保・向上を図る観点から、各レイヤーを含む移動通信市場の将来像やビジネスモデルの多様化の方向性について多角的な観点から検証するとともに、**販売奨励金やSIMロックの在り方を含む携帯端末市場のビジネスモデルの在り方、ユーザIDの取扱い等についても併せて検証を行う場を設け、07年夏を目途に結論。**

ICT改革促進プログラム（07年4月20日）

「新競争促進プログラム」を引き続き着実に推進する。NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備を含む公正競争ルールの整備、**販売奨励金の在り方を含む現行販売モデルの包括的見直し、MVNOの新規参入の促進などを含むモバイルビジネスの活性化策の展開等**を図る。

モバイルビジネス研究会報告書（07年9月18日）

オープン型モバイルビジネス環境の実現に向けた競争促進策等を提言。

「モバイルビジネス活性化プラン」の公表（07年9月21日）

モバイルビジネス活性化に向け、2011年を目標年限として展開する政策パッケージ（新競争促進プログラム2010の一環）

今後、モバイルビジネス活性化プラン評価会議において進捗状況の検証等を実施。

モバイルビジネス活性化プラン(概要)

7つの現状認識

- 市場の成熟化
- 市場シェアの固定化
- 料金プランの複雑化

➢ ソリューション系ビジネス(法人市場)における成長潜在性

- 端末・サービス一体型の事業展開
- ハイエンド型中心の端末市場の形成
- モバイルコンテンツ市場の成長潜在性

モバイルビジネス活性化プラン

1. モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

- 新料金プラン【通信料金と端末価格の分離プラン】を08年度を目途に部分導入(遅くとも2010年時点で全面的導入を検討)
- 販売奨励金に係る会計整理の明確化(07年度中を目途に電気通信事業会計規則を改正)
- SIMロックの解除(2010年の時点で解除義務化につき最終結論)
- 端末プラットフォームの共通化の推進(端末テストベッドの構築等)

2. MVNOの新規参入の促進

- MVNO事業化ガイドラインの再改定(※)による環境整備(07年度中)
※コンタクトポイント明確化、事業計画の聴取範囲の明確化、法制上の解釈の明確化
- MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定(検討)
- 新規周波数の割当時におけるMVNOへの配慮(検討)

3. モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

- 行政における担当窓口の明確化(MVNO支援相談センターを07年9月に設置)
- 消費者保護策の強化策(料金比較認定制度、コンサルティング認定制度、苦情処理機能の体制整備等)の検討
- プラットフォームの連携強化(※)の検討(07年度中を目途に検討開始)
※IDポータビリティ、位置情報の利活用の推進、プッシュ型配信機能の利活用の推進等

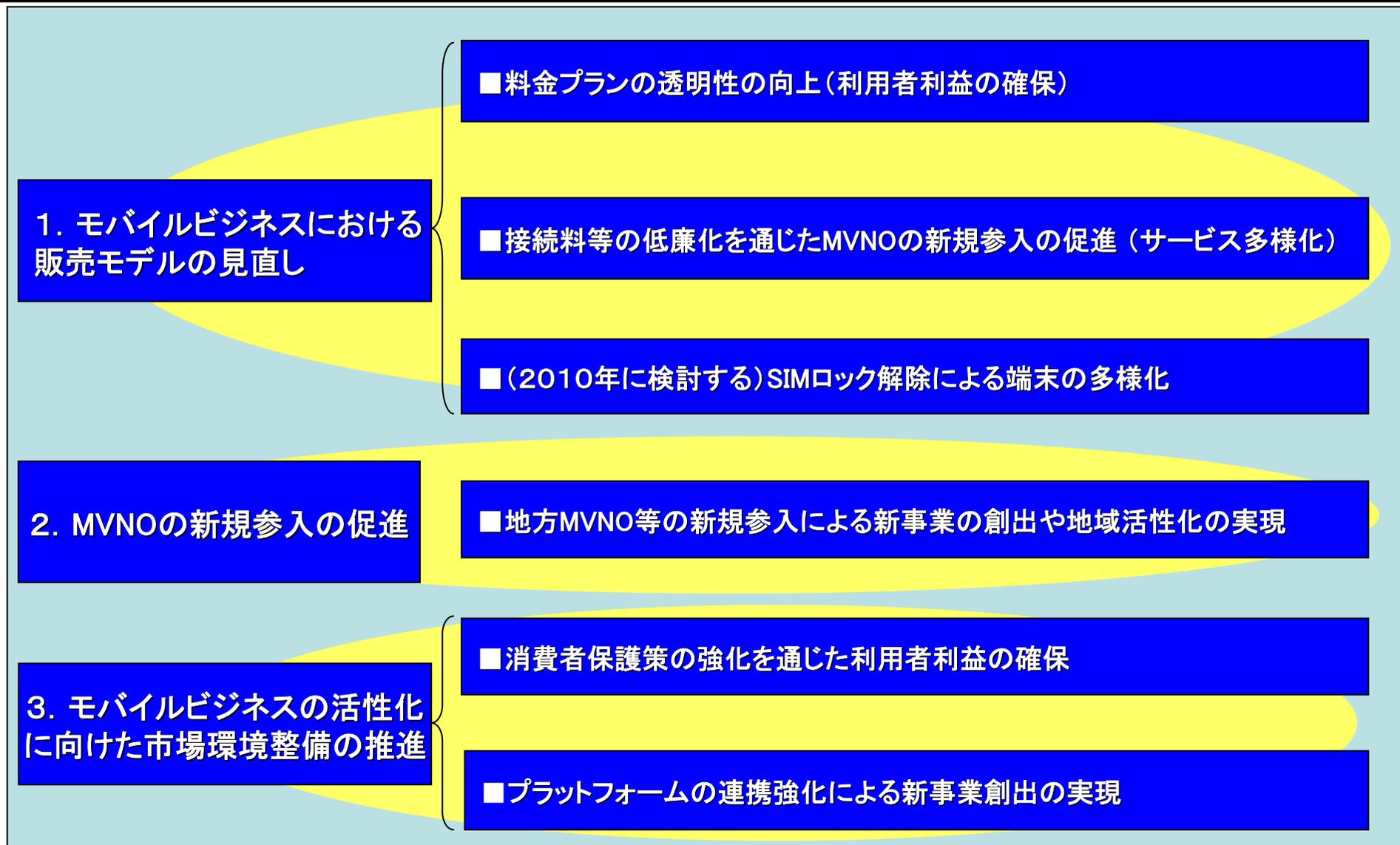
各事業者に対し、
検討要請文書を出出。
(07年9月21日)

ユビキタス特区の創設

通信・放送の総合的
法体系の検討

モバイルアクセス
網の多様化

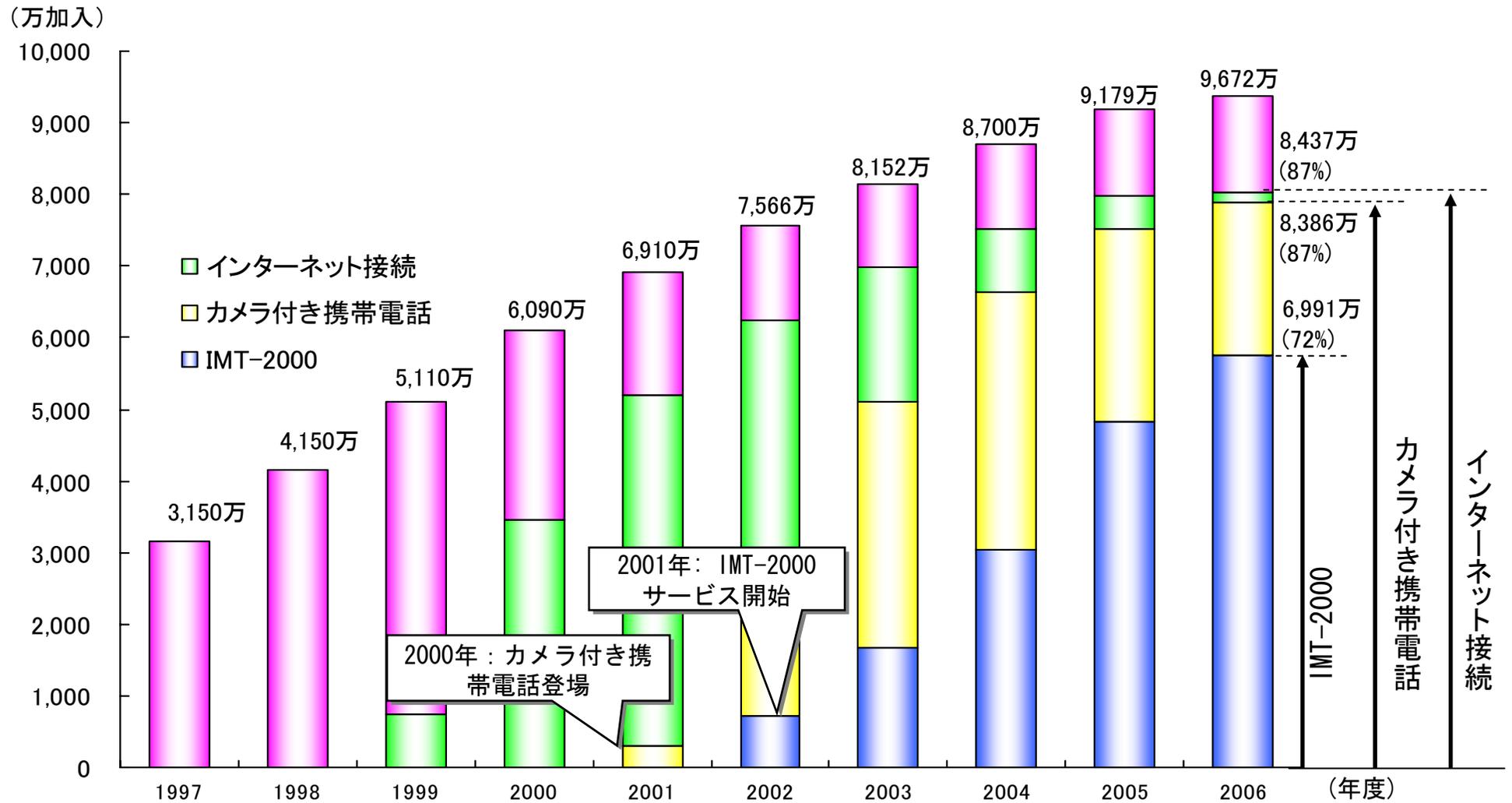
※1. 「SIMカード」=大半の携帯端末に搭載されている、加入者を識別するためのICカード。端末に別のSIMカードを挿入しても利用できないようにする措置のことを「SIMロック」という。
※2. MNO=移動体通信事業者(Mobile Network Operator)。周波数の割当を受けて移動通信サービスを提供する電気通信事業者。
※3. MVNO=仮想移動体通信事業者(Mobile Virtual Network Operator)。既存のMNOの提供する電気通信サービスを利用して、エンドユーザーに対して移動通信サービスを提供する電気通信事業者。



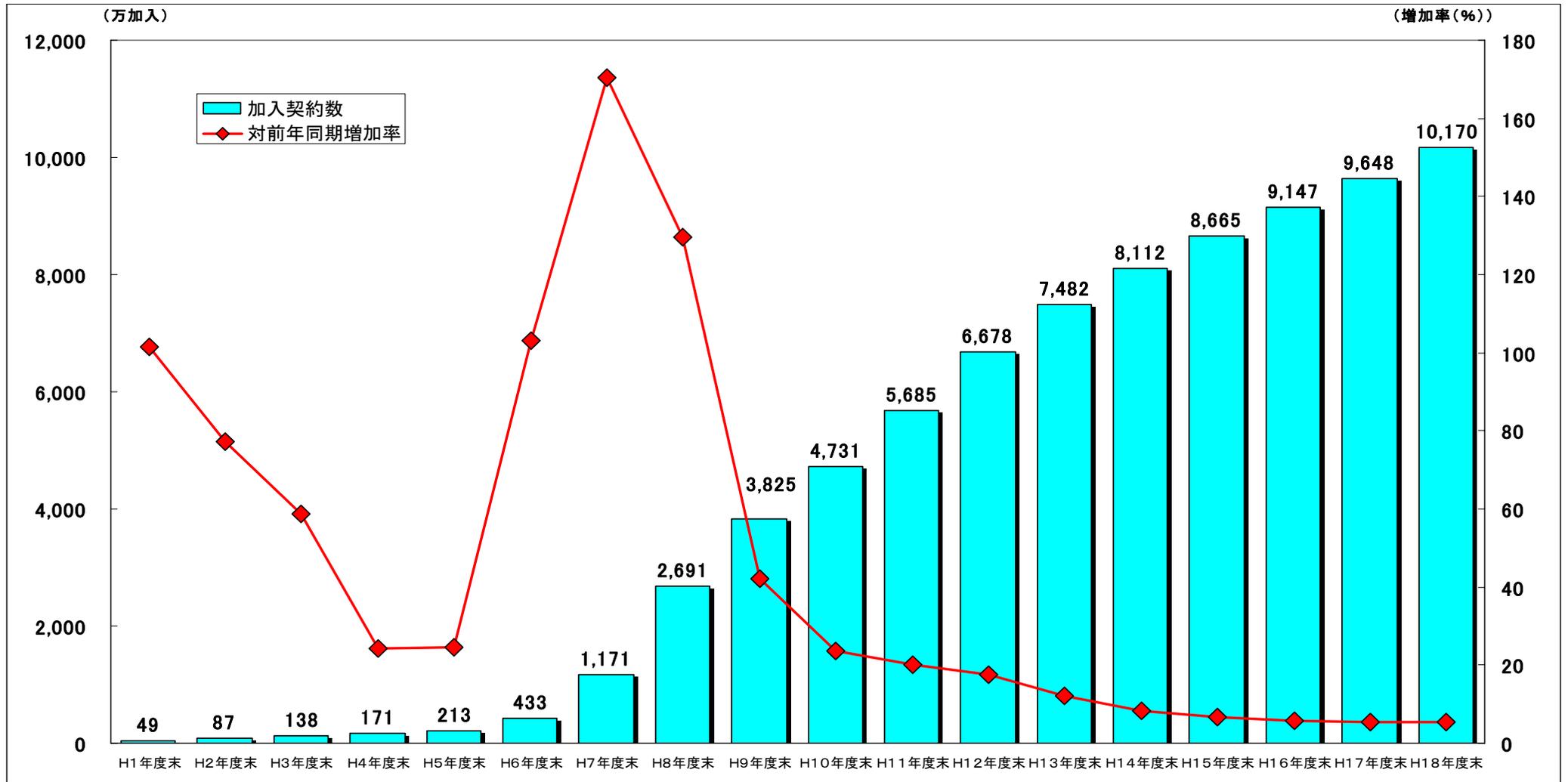
2010年代初頭に世界最先端のモバイルビジネス環境を実現

參考資料

携帯電話の加入数の推移

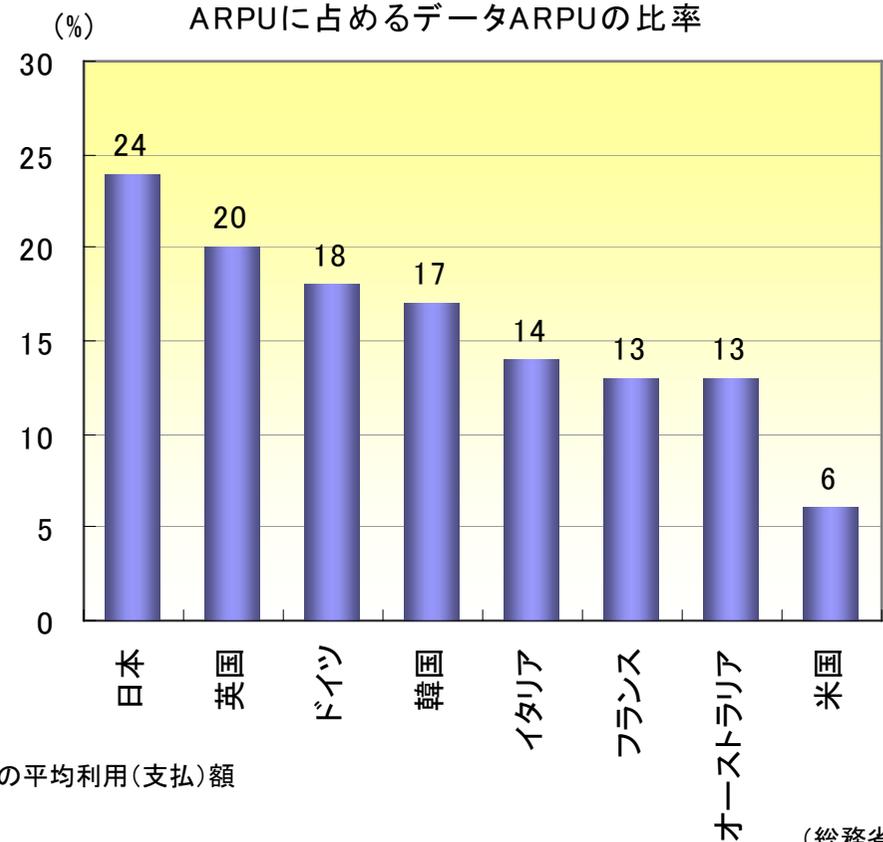
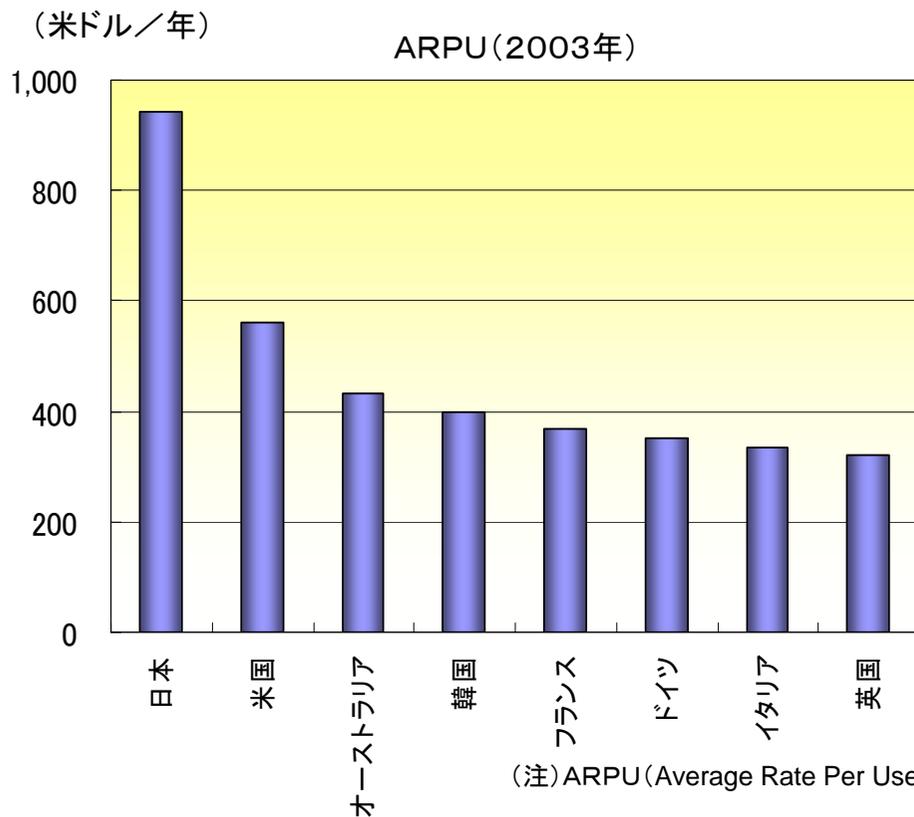
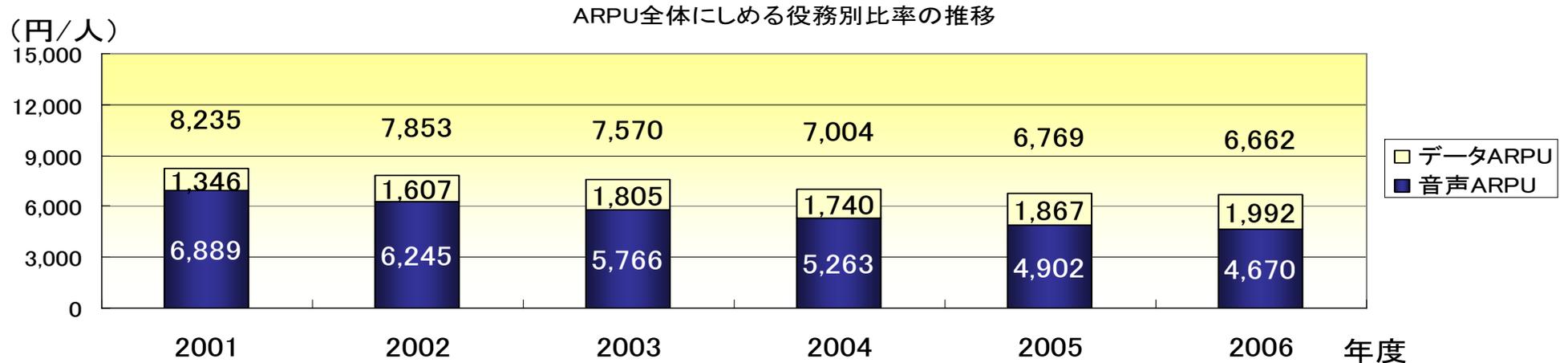


携帯・PHSの加入契約数と増加率の推移



年度末	H1年度末	H2年度末	H3年度末	H4年度末	H5年度末	H6年度末	H7年度末	H8年度末	H9年度末	H10年度末	H11年度末	H12年度末	H13年度末	H14年度末	H15年度末	H16年度末	H17年度末	H18年度末
加入契約数	49	87	138	171	213	433	1,171	2,691	3,825	4,731	5,685	6,678	7,482	8,112	8,665	9,147	9,648	10,170
対前年同期増加率	101.6	77.3	58.8	24.3	24.5	103.2	170.4	129.7	42.2	23.7	20.2	17.5	12.0	8.4	6.8	5.6	5.5	5.4

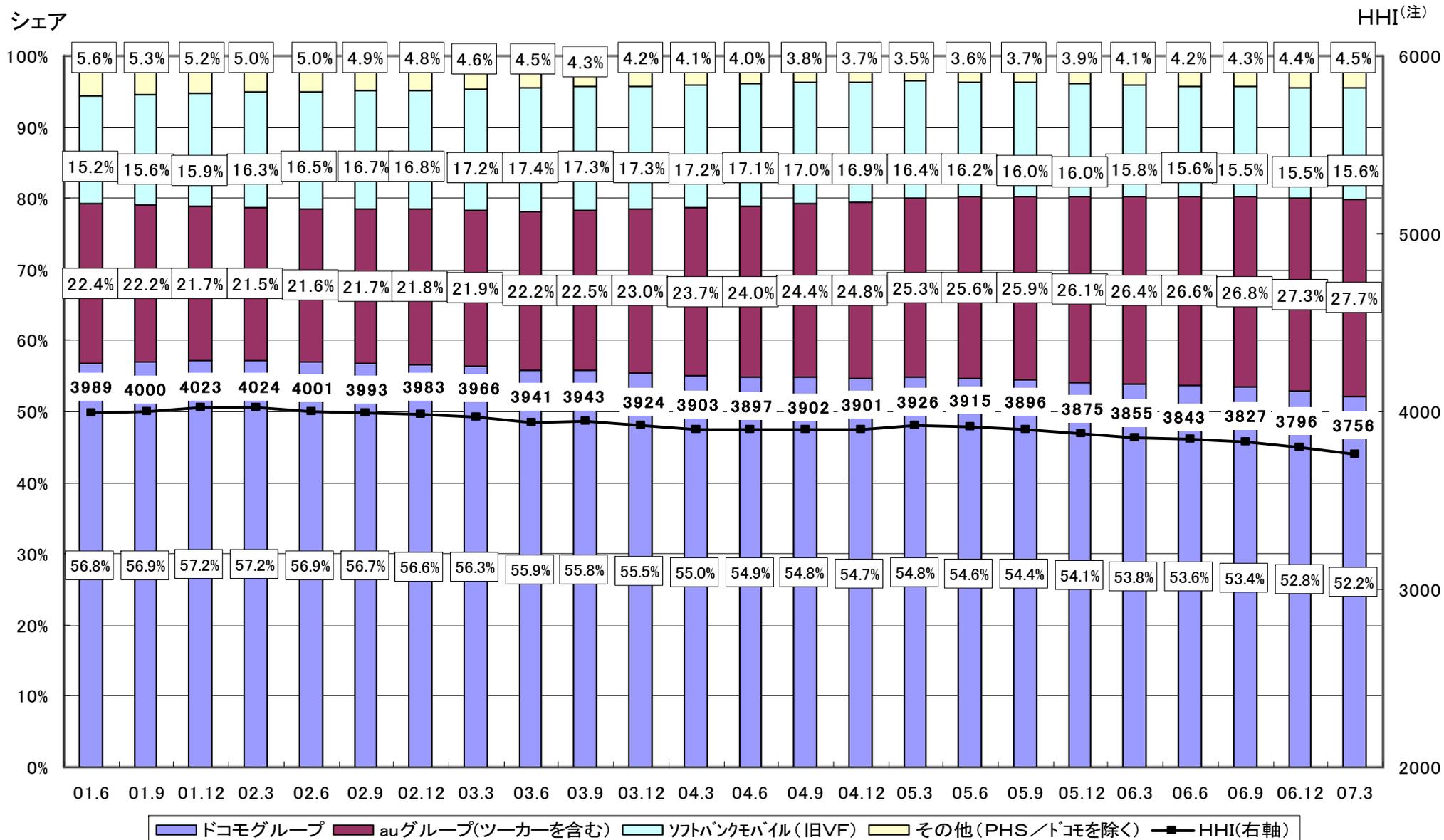
携帯電話事業におけるARPUの推移等



(注) ARPU (Average Rate Per User) : 利用者の平均利用(支払)額

(総務省資料)

移動通信主要事業者のシェア等



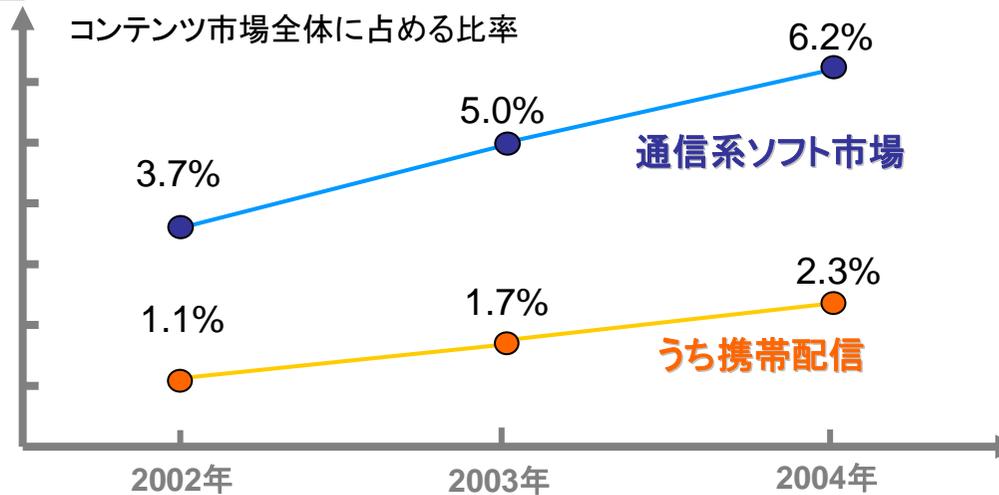
(注) HHI(Herfindahl-Hirschman Index:ハーフィンダール・ハーシュマン指数)

市場の独占度合いを測る指数の一つ。各事業者が市場で有するシェアを二乗し、それを加算して算出する。0~10000の値をとり、独占状態に近づくほど10000に近づく。

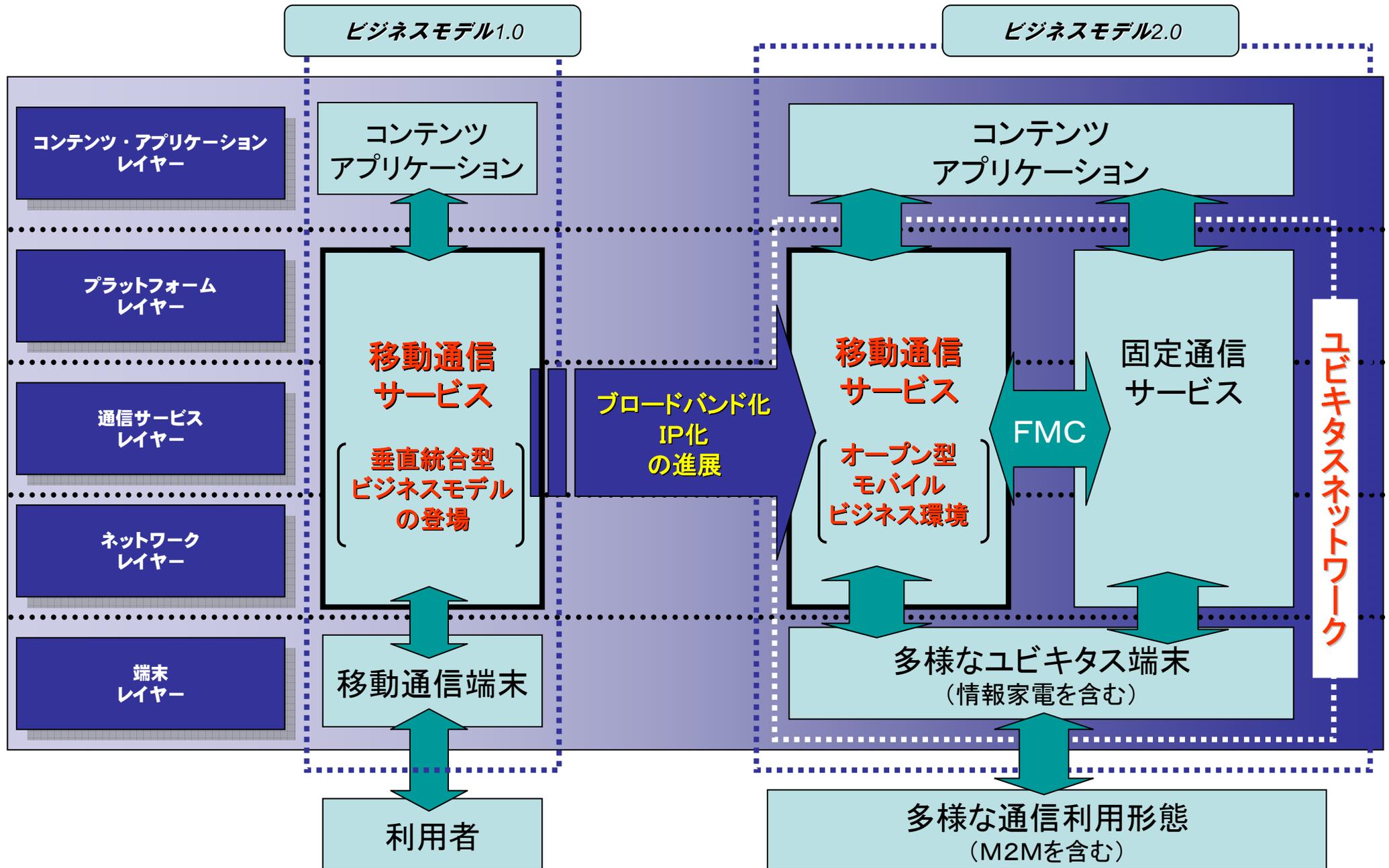
(出所)総務省資料

モバイルコンテンツ市場の拡大

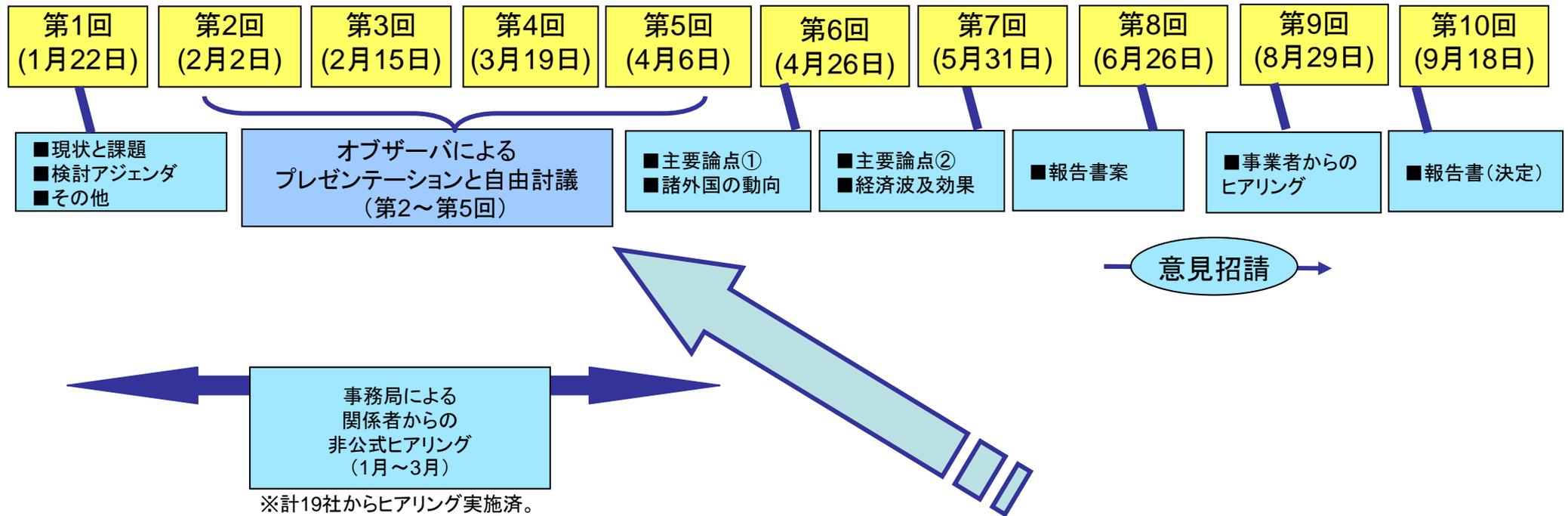
	2002年	2003年	2004年
メディア・ソフト市場	10.8兆円	10.9兆円	11.1兆円
通信系ソフト市場	4000億円	5400億円	6900億円
うち携帯配信	1200億円	1900億円	2600億円



- (注) □メディア・ソフト市場の金額は、映像系ソフト（映画、ビデオ、地上テレビ番組、衛星テレビ番組、CATV番組、ゲームソフト、ネットオリジナルソフト）、音声系ソフト（音楽、ラジオ番組、ネットオリジナルソフト）及びテキスト系ソフト（新聞記事、コミック、雑誌、書籍、データベース記事、ネットオリジナルソフト）が流通する、一次流通市場及びマルチユース市場の金額の合計
- 通信系ソフト市場の金額は、データベース記事やネットオリジナルソフトについては一次流通市場の金額を、映画や地上テレビ番組、音楽等のコンテンツについては、インターネットや携帯端末で配信されるものに限定したマルチユース市場の金額の合計
これをさらに、携帯端末に配信されるものに限定した金額の合計を、携帯配信に係る市場規模として算定。



モバイルビジネス研究会の検討スケジュール

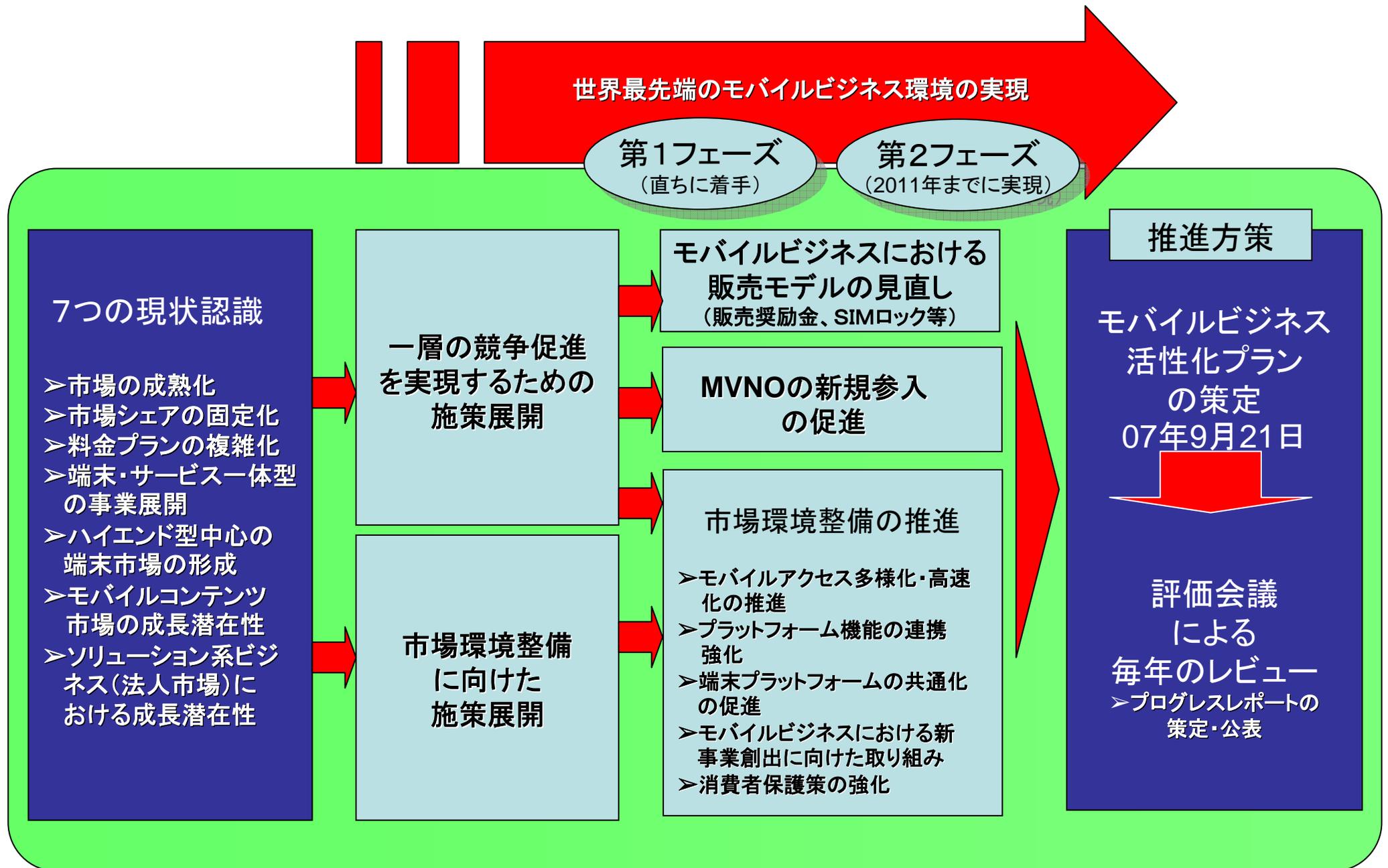


研究会構成員(10名)

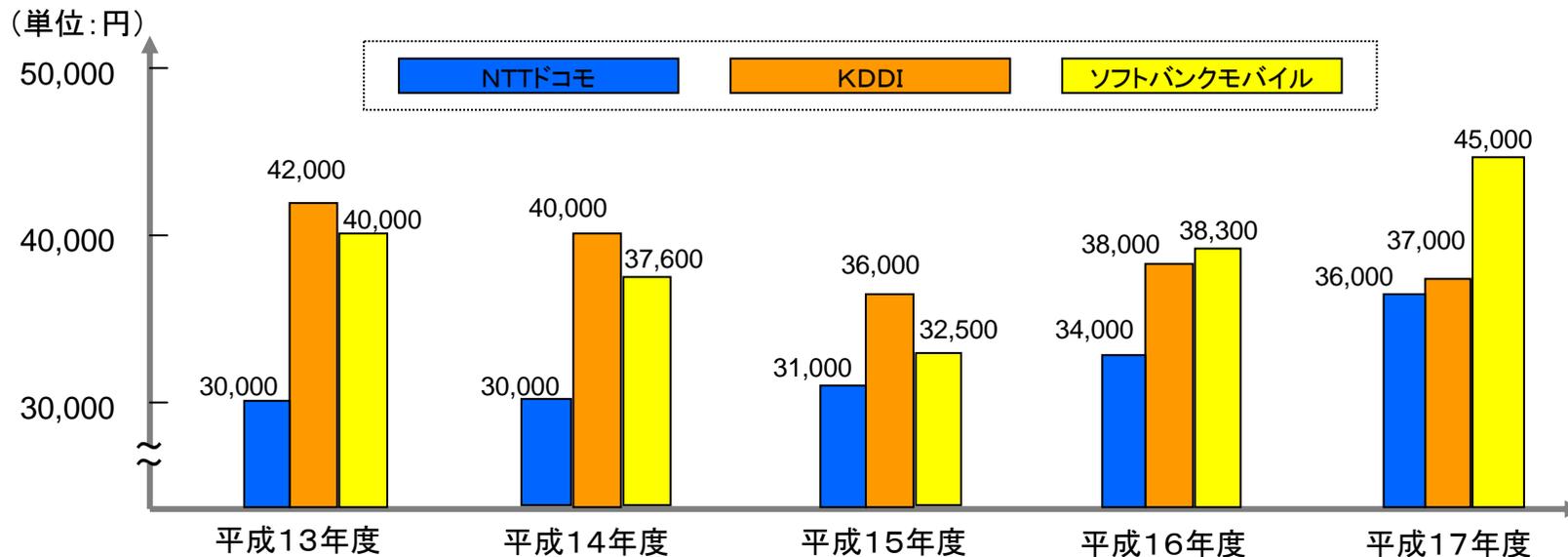
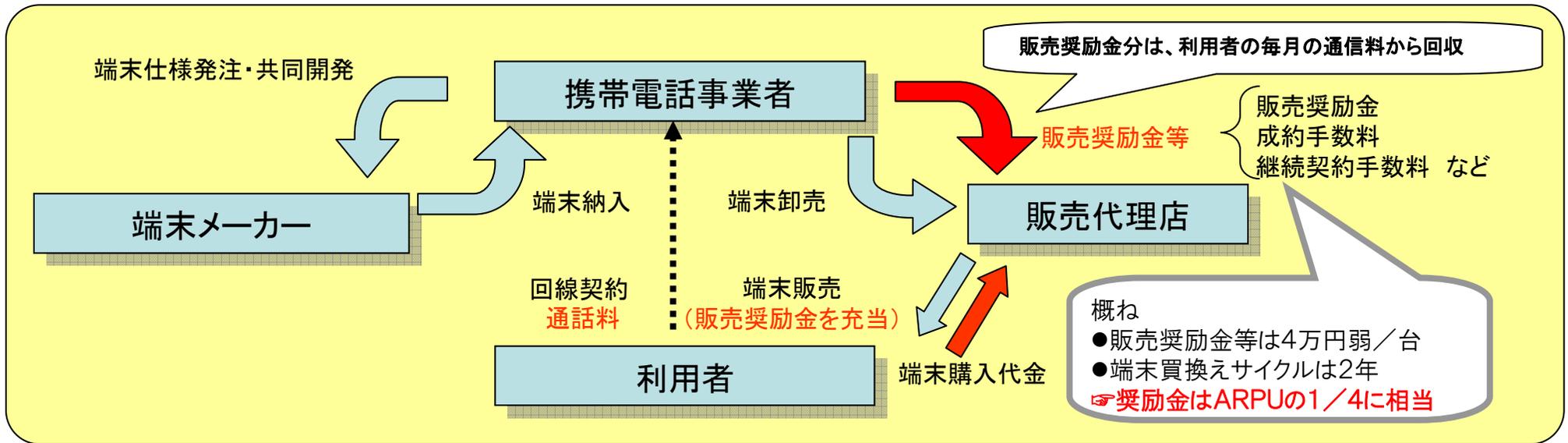
- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 齊藤 忠夫 | 東京大学名誉教授【座長】 |
| 泉水 文雄 | 神戸大学法学部教授【座長代理】 |
| 飯塚 周一 | 情報流通ビジネス研究所代表 |
| 合田 泰政 | メリルリンチ日本証券シニアアナリスト |
| 石渡 昭好 | ガートナージャパン テレコムネットワークキング担当
主席アナリスト |
| 長谷川 孝明 | 埼玉大学大学院理工学研究科教授 |
| 藤原 まり子 | 博報堂生活総合研究所客員研究員 |
| 佐藤 治正 | 甲南大学経済学部教授 |
| 高橋 伸子 | 生活経済ジャーナリスト |
| 北 俊一 | 野村総合研究所上級コンサルタント |

オブザーバ(15社・団体)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (通信事業者) | (MVNO) |
| ○NTTドコモ | ○MVNO協議会(テレコムサービス協会) |
| ○KDDI | (ベンダー) |
| ○ソフトバンクモバイル | ○情報ネットワーク産業協会(CIAJ) |
| ○イーモバイル | (その他) |
| ○ウィルコム | ○ぐるなび |
| (プラットフォーム系) | ○JR東日本 |
| ○ACCESS | ○三井物産 |
| ○インデックス | ○マイクロソフト |
| (MVNE系) | |
| ○インフォニクス | |
| ○フューチャーモバイル | |



携帯電話の販売奨励金（インセンティブ）の概要



(注1) 各年度におけるNTTドコモのアンニュアルレポートより、「販売手数料」及び「端末販売奨励金」を販売奨励金等として記載。

(注2) 各年度におけるKDDIの決算資料より、「販売コミッション」を販売奨励金等として記載。

(注3) 各年度におけるボーダフォンの決算説明会資料より、「新規顧客獲得費用」を販売奨励金等として記載。

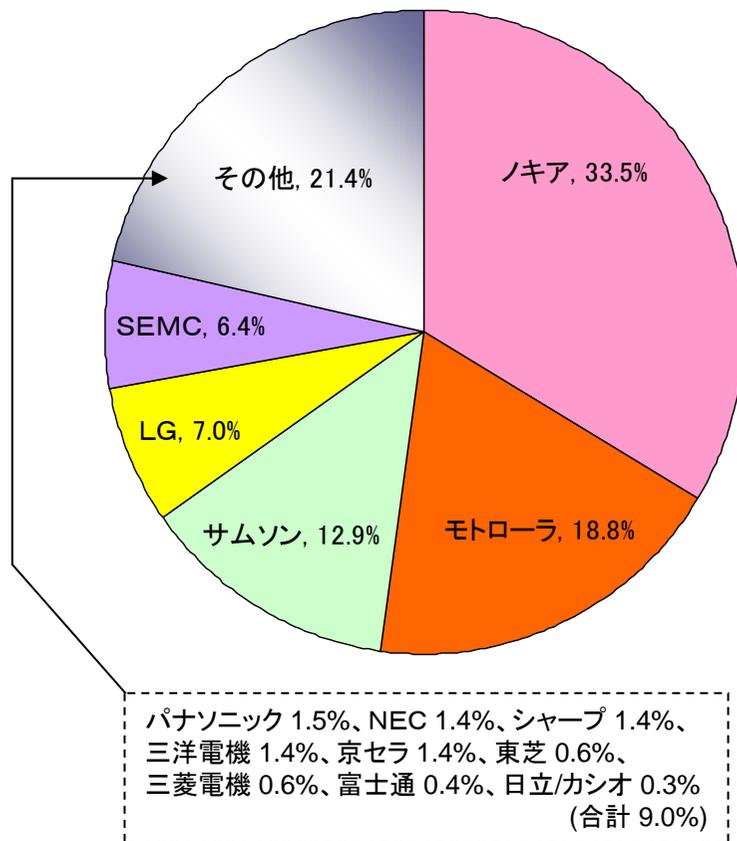
(各社決算資料等を基に総務省作成)

携帯電話端末市場における日本メーカーのシェア

- ・ 携帯電話端末の世界市場には多くの日本企業が進出しているが、日本企業のシェアの合計は全体の10%未満(9.0%)。これに対し、トップのノキアは単独で全体の約3割のシェアを占める。

【携帯電話端末(全体)のシェア】

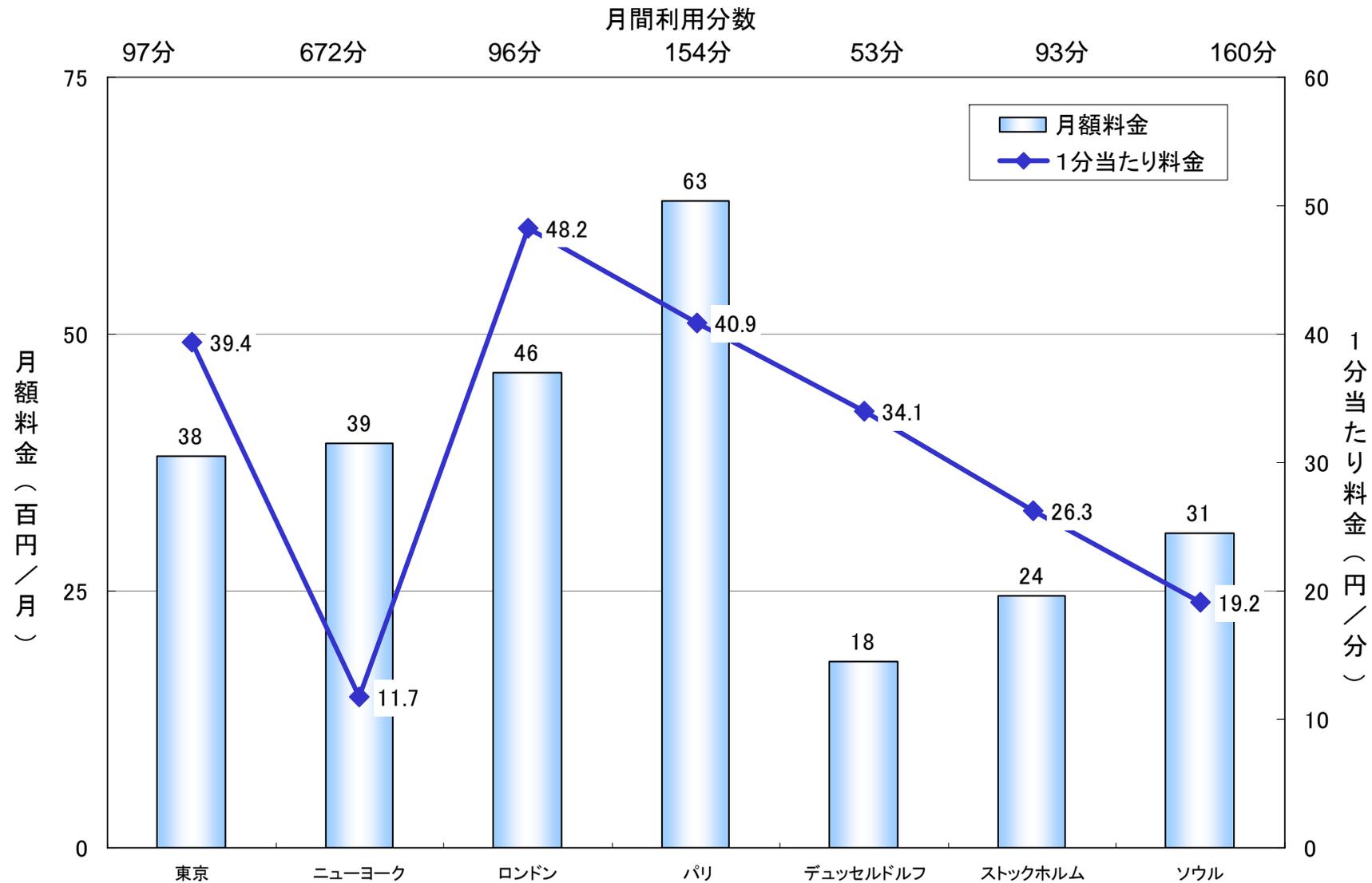
(※シェアは2005年のもの;総務省資料)



【主要国の端末メーカー及びその数】

米国	1 (モトローラ)
ドイツ	1 (Ben-Q・シーメンス)
中国	9 (バード(寧波波導)、アモイ(夏新)、TCL、レノボ等)
台湾	3 (Ben-Q・シーメンス、Okwap、DBTEL)
韓国	4 (サムスン電子、LG電子、パンテック&キュリテル、KTFT)
フィンランド	1 (ノキア)
スウェーデン	1 (ソニー・エリクソン)
日本	11 (左図の10社及びソニー・エリクソン)

主要各国における携帯電話料金（各国平均利用分数ベース）



※ 各国における1契約当たりの月間平均利用分数を利用した場合に要する最も低廉な料金を比較。
 ニューヨークの月間利用分数は、携帯電話への着信を含む。

販売奨励金の役割

- ✓ハイエンド端末の価格を利用者に「低価格」で提示することを可能とし、**より高機能の端末に対する需要を顕在化**。
- ✓端末とサービスのバンドル化により、**端末と連携する形でサービスの多様化が進展**。

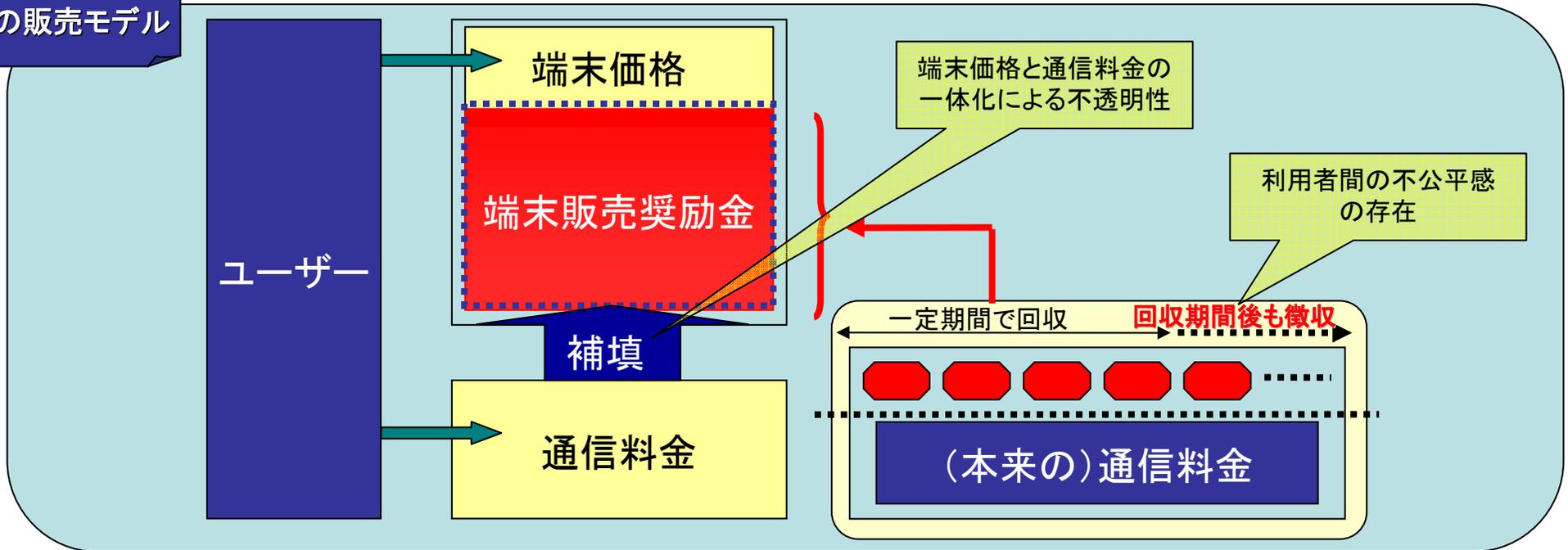
留意すべき事項

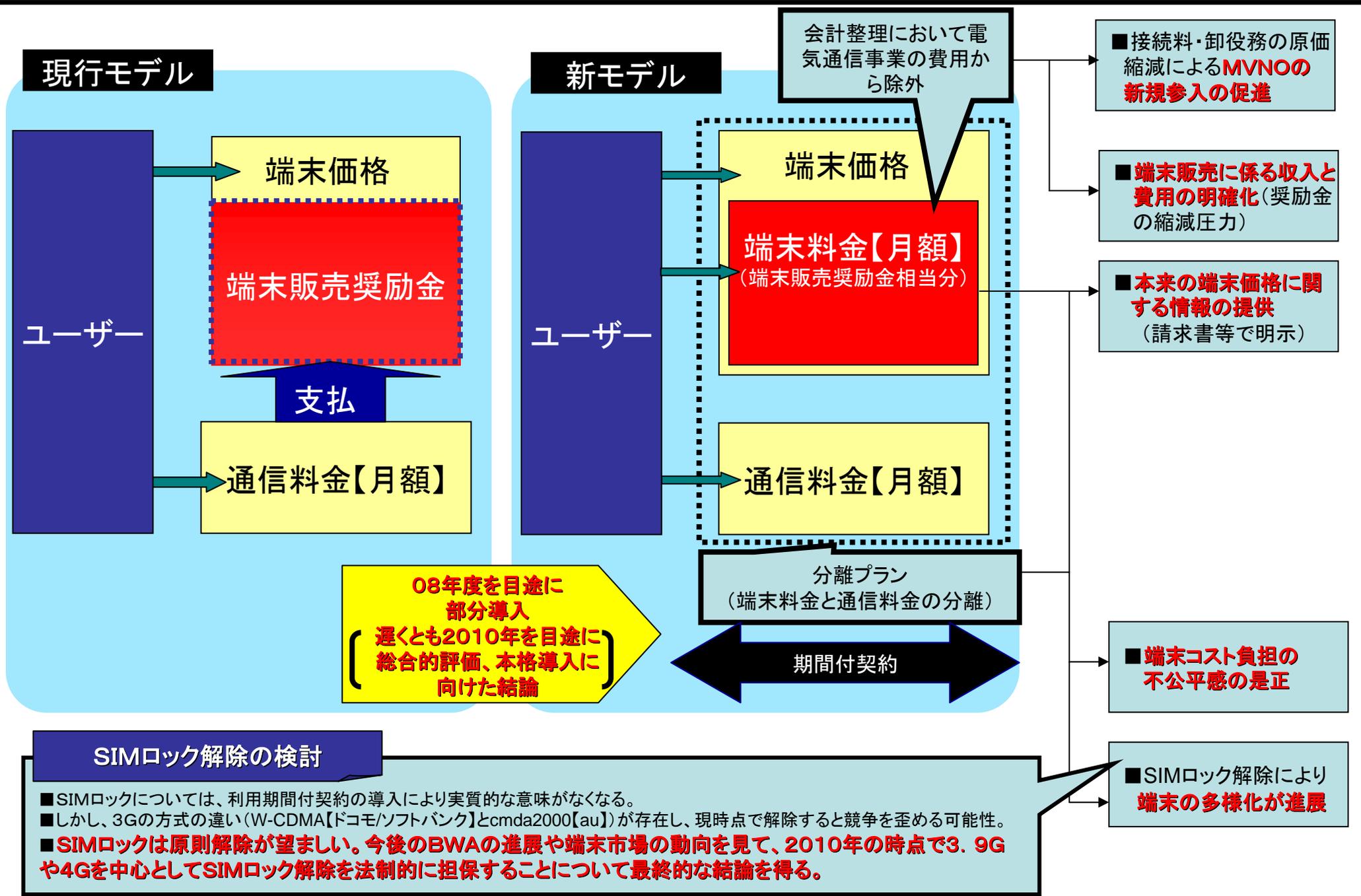
- ①利用者は端末価格の一部を**通信料金で回収されている事の認知不足**
- ②**利用者間のコスト負担の不公平感**
- ③ARPUの1/4を占める販売奨励金の存在による**通信事業者のコスト増**
- ④**端末・サービス一体化による多様性の不足**
- ⑤接続料・卸電気通信役務の原価に端末販売奨励金が含まれていることに起因する**公正競争上の問題**
- ⑥通信事業者主体の端末開発による**端末開発の多様性への制約**
- ⑦端末買い替えサイクルの長期化による**市場規模縮小に対する懸念**

現行の販売モデル見直しの必要性

(端末価格と通信料金をそれぞれ明確に利用者に提示する方策を検討)

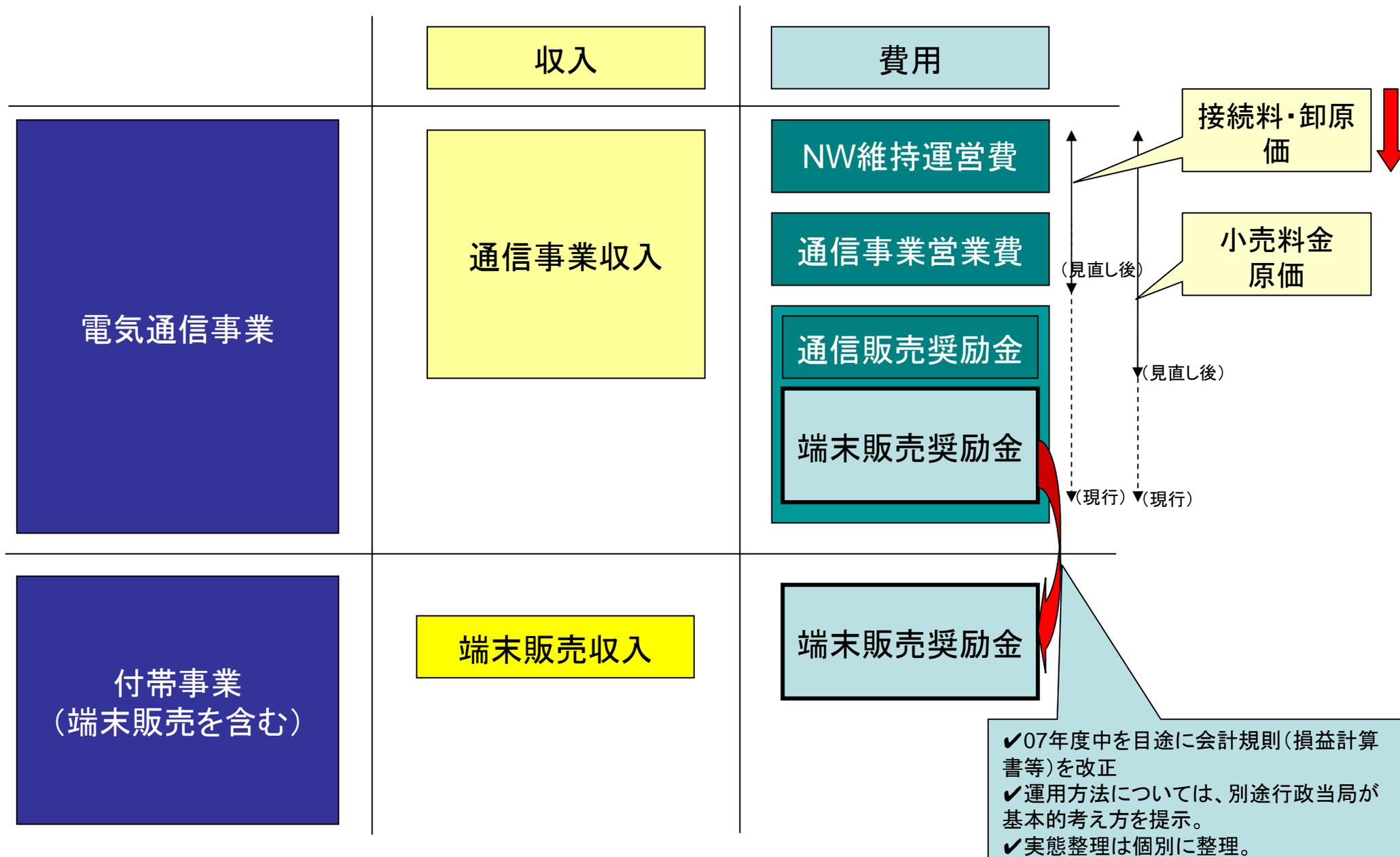
現行の販売モデル





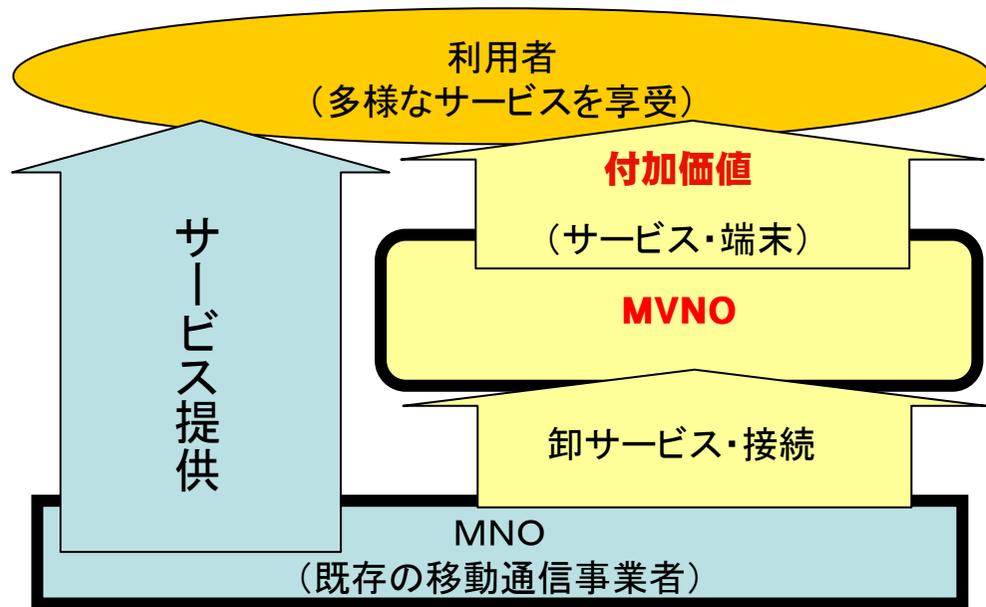
	ベーシックコース	バリューコース																																				
最低契約期間	2年間	—																																				
端末購入	一括払い(端末購入時、15,750円(税込)割引) (契約期間中に解約、機種変更等の場合、解除料630円(税込)×残月数)	一括払い及び 分割払い(1年又は2年)																																				
料金プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の料金プランと同じ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分(税抜)</th> <th>通話料(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプLL</td> <td>14,600円(11,000円)</td> <td>15円/分</td> </tr> <tr> <td>タイプL</td> <td>9,600円(6,000円)</td> <td>10円/30秒</td> </tr> <tr> <td>タイプM</td> <td>6,600円(4,000円)</td> <td>14円/30秒</td> </tr> <tr> <td>タイプS</td> <td>4,600円(2,000円)</td> <td>18円/30秒</td> </tr> <tr> <td>タイプSS</td> <td>3,600円(1,000円)</td> <td>20円/30秒</td> </tr> </tbody> </table>		月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分(税抜)	通話料(税抜)	タイプLL	14,600円(11,000円)	15円/分	タイプL	9,600円(6,000円)	10円/30秒	タイプM	6,600円(4,000円)	14円/30秒	タイプS	4,600円(2,000円)	18円/30秒	タイプSS	3,600円(1,000円)	20円/30秒	<ul style="list-style-type: none"> ・新料金プランを設定(現行プラン月額基本料から1,600円(税抜)割引) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分(税抜)</th> <th>通話料(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプLL</td> <td>13,000円(11,000円)</td> <td>15円/分</td> </tr> <tr> <td>タイプL</td> <td>8,000円(6,000円)</td> <td>10円/30秒</td> </tr> <tr> <td>タイプM</td> <td>5,000円(4,000円)</td> <td>14円/30秒</td> </tr> <tr> <td>タイプS</td> <td>3,000円(2,000円)</td> <td>18円/30秒</td> </tr> <tr> <td>タイプSS</td> <td>2,000円(1,000円)</td> <td>20円/30秒</td> </tr> </tbody> </table>		月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分(税抜)	通話料(税抜)	タイプLL	13,000円(11,000円)	15円/分	タイプL	8,000円(6,000円)	10円/30秒	タイプM	5,000円(4,000円)	14円/30秒	タイプS	3,000円(2,000円)	18円/30秒	タイプSS	2,000円(1,000円)	20円/30秒
	月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分(税抜)	通話料(税抜)																																				
タイプLL	14,600円(11,000円)	15円/分																																				
タイプL	9,600円(6,000円)	10円/30秒																																				
タイプM	6,600円(4,000円)	14円/30秒																																				
タイプS	4,600円(2,000円)	18円/30秒																																				
タイプSS	3,600円(1,000円)	20円/30秒																																				
	月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分(税抜)	通話料(税抜)																																				
タイプLL	13,000円(11,000円)	15円/分																																				
タイプL	8,000円(6,000円)	10円/30秒																																				
タイプM	5,000円(4,000円)	14円/30秒																																				
タイプS	3,000円(2,000円)	18円/30秒																																				
タイプSS	2,000円(1,000円)	20円/30秒																																				
各種割引サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料割引(「ファミ割MAX50」(→基本使用料半額)など)適用 ・通話料割引(「ゆうゆうコール」など)適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料割引(「ファミ割MAX50」(→基本使用料半額)など)適用 ・通話料割引(「ゆうゆうコール」など)適用 																																				
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・冬のキャンペーン期間中(11/26～)、端末(905iシリーズ)購入時、店頭販売価格から8,400円(税込)割引 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬のキャンペーン期間中(11/26～)、端末(905iシリーズ)購入時、店頭販売価格から8,400円(税込)割引 ・基本使用料最大3ヶ月、最大2,100円(税込)割引 																																				
アフターサービス 「ケータイ補償 お届けサービス」	<ul style="list-style-type: none"> ・月額315円(税込)(「バリューコース」で端末購入の場合、加入月を含め最大3ヶ月間無料) ・端末2年以上継続利用でドコモポイント3,000ポイント付与(2年以内に補償利用の場合は、1,000ポイント付与) ・メニュー:①3年間無料故障修理、②故障修理代金サポート(5,000円(税抜)まで)、③水濡れ・全損時リニューアル代金サポート、④盗難・紛失時の端末交換の負担上限5,000円(税抜)、⑤2年以上同一端末利用で電池パック無料サービス 																																					

	フルサポートコース	シンプルコース																											
最低契約期間	2年間	—																											
「購入サポート」	端末購入時、21,000円(税込)補助 (契約期間中に解約、機種変更等の場合は期間に応じた解除料発生)	—																											
料金プラン	<p>・現行の料金プランと同じ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分</th> <th>通話料(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランLL</td> <td>15,000円(12,000円)</td> <td>15円/分</td> </tr> <tr> <td>プランL</td> <td>9,500円(6,300円)</td> <td>12円/30秒</td> </tr> <tr> <td>プランM</td> <td>6,600円(4,050円)</td> <td>14円/30秒</td> </tr> <tr> <td>プランS</td> <td>4,700円(2,000円)</td> <td>16円/30秒</td> </tr> <tr> <td>プランSS</td> <td>3,600円(1,000円)</td> <td>20円/30秒</td> </tr> </tbody> </table>		月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分	通話料(税抜)	プランLL	15,000円(12,000円)	15円/分	プランL	9,500円(6,300円)	12円/30秒	プランM	6,600円(4,050円)	14円/30秒	プランS	4,700円(2,000円)	16円/30秒	プランSS	3,600円(1,000円)	20円/30秒	<p>・新料金プランを設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額基本使用料(税抜)</th> <th>通話料(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンプルプランL</td> <td>2,500円</td> <td>10円/分</td> </tr> <tr> <td>シンプルプランS</td> <td>1,000円</td> <td>15円/30秒</td> </tr> </tbody> </table>		月額基本使用料(税抜)	通話料(税抜)	シンプルプランL	2,500円	10円/分	シンプルプランS	1,000円	15円/30秒
	月額基本使用料(税抜) ()内は無料通話分	通話料(税抜)																											
プランLL	15,000円(12,000円)	15円/分																											
プランL	9,500円(6,300円)	12円/30秒																											
プランM	6,600円(4,050円)	14円/30秒																											
プランS	4,700円(2,000円)	16円/30秒																											
プランSS	3,600円(1,000円)	20円/30秒																											
	月額基本使用料(税抜)	通話料(税抜)																											
シンプルプランL	2,500円	10円/分																											
シンプルプランS	1,000円	15円/30秒																											
各種割引サービス等	<p>・基本使用料割引(「誰でも割」(→基本使用料半額)など)、通話料割引は適用</p>	<p>・基本使用料割引(「誰でも割」(→基本使用料半額)など)は適用なし ・「指定割」、「家族割」などの通話料割引は適用 ・封書での請求書発行に105円(税込)必要</p>																											
auポイントプログラム	<p>・「マンスリーポイント」の付与率拡大 (利用額100円につき、現状一律2ポイントから最大7ポイントに) 月額利用額 100~4,999円:4ポイント ~9,999円:5ポイント 10,000円~ :7ポイント</p>	<p>・ポイント付与なし</p>																											
アフターサービス「安心ケータイサポート」	<p>・月額会員制サービス(会員:315円(税込)、非会員:無料) ・会員限定サポート:①電池パック無料サービス(同一機種を1年以上継続利用)、②無事故ポイントバック(1年間無事故で1,000ポイント) ・会員・非会員共通メニュー:①保証期間内無料修理、②故障修理代金割引、③水濡れ・全損時リニューアル代金割引、 ④盗難・紛失時の端末購入時に「フルサポート解除料」の減免もしくは購入代金割引</p>																												

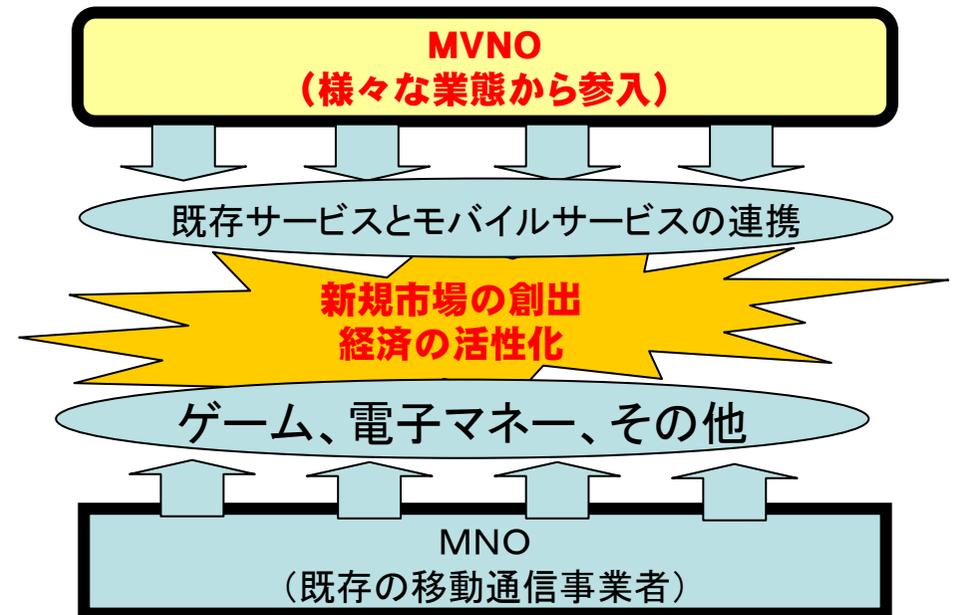


- MVNO (Mobile Virtual Network Operator) は自らは無線設備を設置しないで通信サービスを提供。
- MNOは単に通信サービスを提供する枠を越え、音楽・ゲーム配信などのコンテンツ・アプリケーションレイヤーへの進出、金融サービスとの連携など、垂直統合型のビジネスを展開。
- MVNOとして他業態から移動通信市場への参入を促し、新しいビジネスモデルの登場を期待。
- MNOとMVNOとの“win-win”の関係を構築。

サービスの多様化



新規市場の創出



MVNOの新規参入の促進による
移動通信市場の活性化(サービス多様化の実現)

MVNOの新規参入促進によるモバイルサービスの多様化

- FMCサービスの普及(固定系事業者によるMVNO)
- 地方ISPやCATVによるローカルMVNOの登場
- 他業態における経営資源を通信サービスに組み合わせたMVNOの登場によるシナジー効果
- ベンチャー系企業やSIerによるMVNOによる法人向けサービスの提供
- MVNO独自の端末・サービスの開発促進(先進性の高いモバイル市場をテストベッドとした新事業の創出)
- MVNO参入による周波数資源の有効活用

MVNOの新規参入促進に向けた取組

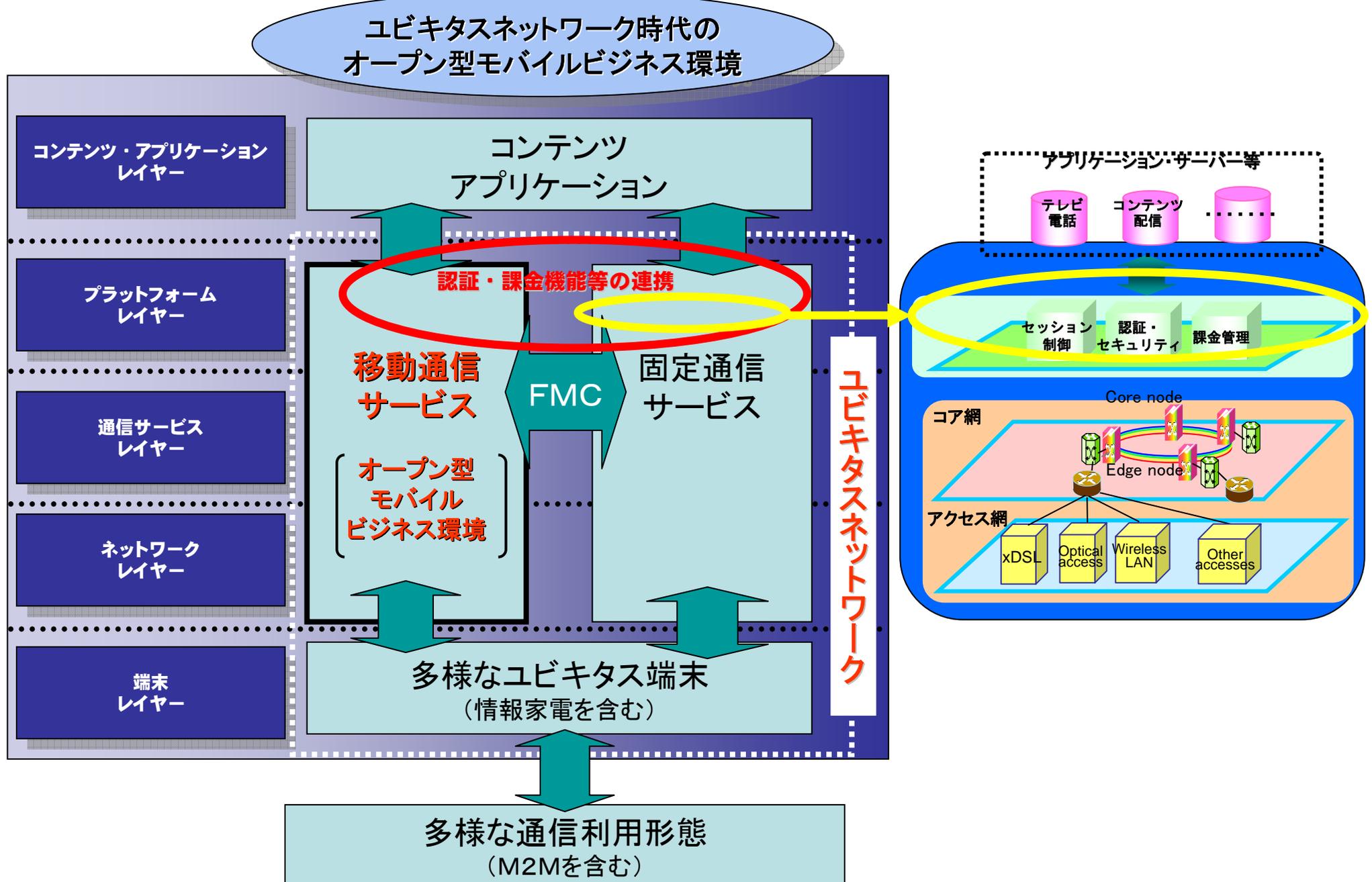
- 卸電気通信役務に関する標準プランの策定・公表
- MVNO事業化ガイドラインの再見直し
 - ① コンタクトポイントの明確化
 - ② 事業計画の聴取範囲の明確化
 - ③ 事業者間接続等に関する法制上の解釈の明確化(総務省HPへのFAQ掲載を含む)
- 市場のモニタリングの継続(必要に応じて、MNO各社から報告等)
- 端末プラットフォームの共通化の促進
- 新規周波数割当におけるMVNOによる無線設備の利用促進のための計画策定の義務付けを基本として検討

プラットフォーム機能の連携強化に向けた検討

- プラットフォーム関連市場の実態等を把握するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」の戦略的評価として、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を分析。その結果を07年中に中間公表、08年6月を目途に分析結果取りまとめ。
- 固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS制御、デジタル著作権管理等のプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザID、位置情報、プッシュ型配信機能を含むプラットフォーム機能の利活用等について、07年度中を目途に検討を開始。

消費者保護策の在り方に関する多角的検討

- 料金比較手法に係る認定制度の導入の検討、消費者の苦情等に係る体系的な整理・情報提供の仕組みやADRの更なる整備の検討、携帯端末に係る販売代理店等の販売員の資質向上を図るための資格認定制度の検討等、消費者保護策の在り方に関する多角的検討を07年度中に開始し、08年中を目途に結論を得る。



- 06年12月、Ofcomは、電気通信サービスの料金を比較して情報提供するサービスに対する認定制度(PASS: Price Assurance Standard)の見直しを発表。当該見直しは、消費者権利の拡大の観点から、①比較対象サービスの拡大、②認定申請プロセスの公正化・透明化、③認定基準の正確性等の向上、④消費者の認知度向上を図るもの。
- PASSは、比較可能な料金情報の提供を促進し消費者の十分な情報を持ったサービス選択を可能とすることを目的として、02年に導入されたものだが、導入以来、サービスの多様化や通信事業者数の増加が著しい状況にあること、またPASSの認知度が低いこと(8%-03年8月時)を背景として、Ofcomは、06年2月に、PASSの廃止・見直し等について意見募集を実施。今回の見直しはこの意見募集の結果を踏まえて行われたもの。

認定プロセス

【Step1】申請書の提出

■ 申請書の記載事項

- ・料金比較サービスの開始時期
- ・料金比較の対象サービス
- ・料金の計算方法
- ・利用者のアクセス方法
- ・これまでの利用者数
- ・ビジネスモデル(利用者や事業者からの料金徴収の有無等)

【Step2】申請者の招請

- 申請サービスが認定基準に合致する可能性がある場合、Ofcomは申請者を招請。
- 招請された申請者は、サービスのデモを実施したり、Ofcomからの質問に回答。

【Step3】アナリストの監査

- Ofcomは、独立のアナリストに対し、料金の比較計算と料金情報の現行化プロセスに関する技術的な監査を依頼。

事業者や利用者から料金徴収する者、事業者自身	£6,000
上記以外	£1,000

【Step4】認定書の交付

- 認定基準に合致した申請者には、認定書が交付。下記のロゴを表示することが可能。
- Ofcomは、Webサイトにスキームの説明と認定を受けた者のリスト(リンク付)を提供。



【Step5】認定の更新

- 認定は毎年更新。その際、独立のアナリストが監査。

事業者や利用者から料金徴収する者、事業者自身	£3,000
上記以外	£500

申請者の負担分

申請者の負担分

※ £=221.98円(19.3.5)

認定制度の対象サービス

例えば、以下のようなサービスが対象。

- ・固定電話(Fixed Telephone)
- ・移動電話(Mobile Telephone)
- ・国際ローミング(International roaming)
- ・ナローバンドインターネット(Narrowband Internet)
- ・ブロードバンド(Broadband)
- ・IP電話(Voice over IP)
- ・デジタルテレビ(Digital TV)
- ・バンドルサービス(Bundle services)

認定基準

Accessible	1 身体障害者を含む全消費者がアクセス可能なものでなければならない。 2 Web上のサービスは、オフラインで情報入手する選択肢を有するべき。
Accurate	3 最低8週間毎にデータを現行化。Webの場合は最終更新日も明示すべき。 4 料金データは、特別料金の利用可能性や前払費用が反映されるべき。
Transparent	5 比較結果は料金で並び替えることができるものでなければならない。 6 事業運営費の創出方法を消費者に明らかにしなければならない。
Comprehensive	7 データは、主要な事業者を含む広範囲な事業者を含むものであるべき。 8 利用可能なサービス情報を提供する際は消費者の居住地域を考慮すべき。 9 料金以外の要素の考慮の助言や品質情報を提供するサイトの利用の促進をすべき。

モバイルビジネス活性化プラン

平成19年9月21日
総務省

ブロードバンド化や IP 化が急速に進展する中、モバイルビジネス市場において多様なビジネスモデルの登場を促す「オープン型モバイルビジネス環境」を整備し、モバイルビジネス市場の一層の活性化を実現することにより利用者利益の向上等を図る観点から、「モバイルビジネス研究会」報告書(2007年9月)を踏まえ、2011年を目標年限として実施する施策について、「モバイルビジネス活性化プラン」として取りまとめた。

なお、本活性化プランは「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月)の一部を構成するものとして位置付けられる。

1. 本活性化プランの目的

本活性化プランは、モバイルビジネス市場において、現行ビジネスモデルに加え、(a)ネットワークの別を問わず、端末を接続して利用できる環境、(b)端末に自由にアプリケーション等を搭載して、利用者が希望するサービスを自由に選択できる環境、(c)端末・通信サービス・コンテンツ等のそれぞれの価格・料金が利用者に分かりやすく提示されている環境が実現する「オープン型モバイルビジネス環境」を通じて、モバイルビジネス市場全体の活性化を図ることを目的とする。

2. 具体的施策

(1) モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

(a) 新料金プランの導入に向けた検討促進

端末価格と通信料金が一体となっている現行の販売モデルについて、2008年度を目途に、端末価格と通信料金が利用者からみて明確に区分された新料金プラン

ン(利用期間付契約を含む。)を部分導入すべく所要の環境整備を図ることとし、各事業者に対して速やかに政策方針を示し、各事業者における取組を促すとともに、各事業者の動向を注視する。

また、新料金プランの導入に係る各事業者の取組や、当該プランの導入が関係各方面に及ぼす影響等について引き続き検証を行い、遅くとも2010年を目途に新料金プランに係る総合的な評価を行い、新料金プランの本格導入に向けた結論を得る。

なお、上記の検証に際しては、ポイントサービスが新料金プランの趣旨を没却するものでないかどうか等についても留意する。

(b) 販売奨励金に係る会計整理の明確化

現行の販売奨励金は、端末販売の促進を目的とする端末販売奨励金と通信サービス契約の締結・維持を目的とする通信販売奨励金の2つに大別されるが、両者を電気通信事業会計において分計することとし、所要の電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号。以下「会計規則」という。)の見直しについて2007年度中を目途に実施し、2008年度から施行する。

なお、端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計について各事業者間の統一的な運用を確保するため、会計規則の改正に併せて、当該分計に関する運用指針を策定・公表する。その際、接続料及び卸電気通信役務の原価から端末販売奨励金を除くこととする。

また、上記改正後の会計規則に基づく会計実績を踏まえ、接続料及び卸電気通信役務の料金の適正性等について、定期的に検証を行う。

(c) 消費者に対する説明事項の見直し

新料金プランの導入に伴う消費者の理解を促す観点から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条(提供条件の説明)の趣旨を踏まえ、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(2004年3月、最近改正2006年1月)について、上記(a)に併せて所要の見直しを行う。

(d) SIM ロック解除に向けた検討

SIM ロックについては原則解除する方向で検討を進める。具体的には、今後のBWA(Broadband Wireless Access)の進展や端末市場の動向を踏まえつつ、3.9Gや4Gを中心にSIMロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点

で最終的に結論を得る。

(2) MVNO (Mobile Virtual Network Operator) の新規参入の促進

(a) MVNO 事業化ガイドラインの再見直し

「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(いわゆる「MVNO 事業化ガイドライン」)(2002年6月、2007年2月改正)について、MNO (Mobile Network Operator) コンタクトポイントの明確化、MNOによる事業計画の聴取範囲の明確化、MNOとMVNOとの間における事業者間接続等に関する法制上の解釈の具体化等を図る観点から、2007年度中にその見直しを実施する。

(b) MNO の卸電気通信役務に関する標準プランの策定

MVNO が事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNO の新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNO が卸電気通信役務に関する標準プラン(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件)を策定する等の情報開示を行うことについて、各事業者に対して検討を促すとともに、各事業者の動向を注視する。

(c) 新規システムに係る周波数の割当時ににおける MVNO への配慮

今後、新規システムに係る周波数の割当てを行う場合、当該周波数の有効利用を図る観点から、原則としてMVNOによる無線設備の利用促進のための計画を策定する方向で検討を行う。

(d) 行政における担当窓口の明確化

MVNO 参入希望者等からの照会等に一元的に対応するため、速やかに総合通信基盤局内に担当窓口を設け、関係各課の連携強化を図る。また、総務省ホームページにおいて MVNO 関連情報を統合的に提供するため、2007年中に所要の措置を講じる。

(3) モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

(a) プラットフォームの連携強化に向けた検討

固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS 制御、デジタル著作権管理等のプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザーID、位置情報、プッシュ型配信機能を含むプラットフォーム機能の利活用等について、2007年度中を目途に検討を開始する。その際、携帯端末の API (Application Programming Interface) のオープン性の確保の在り方についても併せて検討する。

また、プラットフォーム関連市場の実態等を把握するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」の戦略的評価として、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を分析し、その結果を2007年中に中間公表するとともに、2008年6月を目途に分析結果を取りまとめる。

なお、ID ポータビリティ技術に関する研究開発・標準化等については、「新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発」(2008年度予算要求)の一環として推進する。

(b) 端末プラットフォームの共通化の促進

携帯端末のプラットフォーム技術の共通化や3. 9G 及び4G 等の次世代移動通信システム技術の試験・実験のための共通基盤については「次世代移動通信システムの研究開発」(2008年度予算要求)の一環として具体化を図る。

また、携帯端末を含む多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドを整備するため、「次世代 IP ネットワーク推進フォーラム」において当該テストベッドが具備すべき要件等について検討を行い、2008年夏を目途に結論を得る。

さらに、IP 化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準について、必要に応じて、2008年中に制度整備を行うとともに、通信端末の認証制度の運用については、技術基準の検討を踏まえ、2008年中に一定の結論を得る。

(c) 消費者保護策の在り方に関する多角的検討

サービスの多様化等に対応した消費者保護策の拡充を図る観点から、料金比較手法に係る認定制度の導入、消費者の苦情等に係る体系的な整理・情報提供の仕組みや ADR (Alternative Dispute Resolution) の構築、携帯端末に係る販売代理店等の販売員の資質向上を図るための資格認定制度の検討その他の消費者保護策の在り方に関する多角的検討を2007年度中に開始し、2008年中を目途に結論を得る。

また、携帯端末を含む通信端末に係る消費者保護の観点から、端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルの策定や紛争解決の在り方等について、「次世代 IP ネットワーク推進フォーラム」において検討を行い、2008年夏を目途に結論を得る。

(d) ユビキタス特区の創設

「ICT 改革促進プログラム」(2007年4月)及び「ICT 国際競争力強化プログラム」(同年5月)に基づき、2008年1月を目途にユビキタス特区を創設し、固定通信、移動通信、コンテンツ、アプリケーションが融合・連携したサービスの開発、実証実験等を実施する。

(e) モバイルアクセス網の多様化の推進

5GHz帯の高速無線 LAN(802. 11n方式)や2. 5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステムの導入、地上アナログテレビジョン放送の終了後の空き周波数の有効利用、及びこれに関連する700MHz/900MHz帯の周波数利用等、新しい周波数割当によるモバイルアクセスの多様化について、技術間競争の促進を念頭に置きつつ取り組む。

また、フェムトセルの導入に係る法制上の取扱いについて、2007年度末を目途に一定の結論を得る。

(f) 通信・放送の総合的法体系の検討

モバイルビジネスを含む通信・放送の融合・連携を促進し、新事業の創出を促す観点から、通信・放送の法体系の見直しについて、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」における検討結果について2007年中を目途に取りまとめる。

3. 本活性化プランのフォローアップ

本活性化プランについては、学識経験者等で構成する「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」(以下「評価会議」という。)を定期的開催し、その進捗状況等について検証する。

また、モバイルビジネスを取り巻く市場環境が急速に変化していることにかんがみ、

市場実勢に則した施策展開を確保する観点から、本活性化プランについては評価会議の審議を経て、原則として毎年1回見直しを行うこととする。

なお、当該見直しについては、本活性化プランが「新競争促進プログラム2010」の一部を構成するものであることにかんがみ、同プログラムの見直し(リボルビング)に反映させる。また、同プログラムの進捗状況に係る報告書(プログレスレポート)において、本活性化プランに係る進捗状況も併せて取りまとめの上、公表する。

平成19年9月21日

携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化に関する 携帯電話事業者等への要請

総務省は、携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化に関し、本日、携帯電話事業者等に要請を行いました。

1 要請の対象及び方法

株式会社株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（代表取締役社長 中村維夫）、KDDI株式会社（代表取締役社長 小野寺正）、ソフトバンクモバイル株式会社（代表取締役社長兼CEO 孫正義）、株式会社ウィルコム（代表取締役社長 喜久川政樹）及びイー・モバイル株式会社（代表取締役社長兼COO エリック・ガン）の各社に対し、総合通信基盤局長名の文書で要請を行いました。

2 要請の内容

別紙のとおり。

関係報道発表資料

○「モバイルビジネス活性化プラン」の公表（平成19年9月21日報道発表）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070921_1.html

【連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担当：松田課長補佐、桃井専門職、田中官

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線5837)

FAX： 03-5253-5838

携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化について（要請）

携帯電話（PHS等を含む。）に係る現行の販売モデルにおいては、端末価格と通信料金が一体となっている事案が多数存在し、利用者から見て負担の透明性・公平性が十分確保されているとは言えない状況にある。

総務省においては、本日、「モバイルビジネス活性化プラン」を策定・公表し、端末価格と通信料金が一体となっている現行の販売モデルについて、2008年度を目途に、端末価格と通信料金が利用者から見て明確に区分された新料金プラン（利用期間付契約を含む。）を部分導入すべく所要の見直しを図る等の方針を示したところである。

については、貴社において、上記の趣旨を踏まえ、携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化を図るべく積極的かつ速やかに所要の措置を講じるよう検討することを要請する。